

設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和7年9月26日受付分)

特定非営利活動法人 Co-ZAPPA

縦覧期間

令和7年9月26日(金)から
令和7年10月10日(金)まで

特定非営利活動法人 Co-ZAPPA 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 Co-ZAPPA という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県姫路市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、主として姫路市内の児童や住民に対して、様々な教育プログラムの提供、多様な課外活動の開催により地域住民の連携をはかる活動、地域イベントへの出店や地域資源の活用等の観光振興の研究に関する事業を行うことで、児童の健全な成長と住民の幸福に貢献するとともに姫路市の活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 子供の遊び場や学校教育に捉われない多様な教育を提供する学童保育を中心とする事業
- (2) 保育・教育・IT・地域保全活動等の先行経験を通して推進する地域連携事業
- (3) 地域イベントでの出店や竹林の研究活動等まちづくりや観光に貢献する事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。
- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更

- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数4分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第48条の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合

にあつてはその数を付記すること。)

- (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによつて、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもつて構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。）

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 事業に伴う収益

(5) 資産から生じる収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示板上に掲載して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	野 阪	愛 由
副理事長	長 畑	健 二
理 事	栗 間	愛
同	桑 平	清 志
同	宮 川	恵 理
同	加 野	敦 也
監 事	櫻 井	大 樹
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年8月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和8年8月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	団体
① 入会金	10千円	30千円 (5名まで。学校法人は個人の金額と同じ)
② 年会費	36千円	72千円 (5名まで。学校法人は個人の金額と同じ)
(2) 賛助会員		
① 入会金	0千円	0千円
② 年会費	10千円	30千円 (5名まで)

役員名簿

特定非営利活動法人 Co-ZAPPA

役名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	のさか あゆ	[REDACTED]	有
	野阪 愛由		
理事 (副理事長)	ながはた けんじ	[REDACTED]	有
	長畑 健二		
理事	くりま あい	[REDACTED]	無
	栗間 愛		
理事	くわだいら きよし	[REDACTED]	無
	桑平 清志		
理事	みやがわ めぐり	[REDACTED]	無
	宮川 恵理		
理事	かの あつや	[REDACTED]	無
	加野 敦也		
監事	さくらい ひろき	[REDACTED]	無
	櫻井 大樹		

設立趣旨書

1 趣 旨

姫路市版「地域の未来予測」において姫路市の人口は 2030 年には約 50 万 6 千人、2050 年には約 43 万 6 千人となり、2023 年の約 52 万 6 千人を基準とすると、2050 年には約 17.1%、約 9 万人減少することが予測されております。急速な人口減少、特に労働力人口や子どもの減少に伴い懸念される、多様な変化・課題に的確に対応していくためには、行政や議会、住民、地域団体、企業等の地域社会の担い手が、限られた資源の中でどのような未来を実現したいのか、議論を重ね、ビジョンを共有することが重要との指摘が記載されております。

設立代表者の野阪も姫路市の将来に危機感を感じ、株式会社 ZAPPA の代表取締役として 15 年ほど各種イベントや介護・福祉事業・小売事業等を行いつつ地域連携事業部を設置し姫路市を活性化させるべくボランティア活動を行ってまいりました。ボランティアで収益は見込めるものではないかもしれませんが、地域を盛り上げることは、大変有意義であると感じてまいりました。

これから先、この地域連携を継続・発展させていくことが必要だと思いつつ地域活動を行ってまいりましたが、営利事業の傍らでやるものであり、お金や人員も限られる中、公的支援や民間の信用を集めるのにも株式会社でやるのには限界を感じてまいりました。

そんな中、英語講師として長年活躍していた理事栗間の未来の担い手である子供たちの育つ環境を作る、また地域を盛り上げる活動をしたいとのビジョンに野阪も共鳴し一緒に活動を始めました。

NPO 法人設立を決めたのは、地域との連携や住民の方との協力を募るうえでも公的組織にしたほうが活動を行いやすいとの結論に話し合いの結果一致したからです。

役員・社員には教員経験者や教員免許を持っている者、子供食堂をしているもの、事業経営者等多くの多様な経歴のメンバーがそろっており、意欲が高い者ばかりです。メンバーで一致団結して郷里姫路市の高齢者への介護福祉、少子化問題、児童への保育・教育、地域の活性化等に少しでも貢献すべく、地道な活動を行っていきたいと考えております。

具体的には子供たちへの遊びの場の提供や体育活動、声の劇団・英語等学校教育に捉われない教育の提供を盛り込んだ学童保育を中心とする子供と社会事業部、当法人の保育・教育・IT・地域保全活動等を通じて地域連携を進める地域連携事業部、地域イベントでの出店活動と竹林について研究してまちづくりや観光事業に貢献するためのまちづくりと観光事業部の大きく分けて 3 つの事業に取り組んでいきたいと考えております。

2 申請に至るまでの経過

2011 年頃株式会社 ZAPPA 地域連携事業部にて地域ボランティア活動を始める

2024 年 12 月メンバーで特定非営利活動法人設立を決定

2025 年 1 月特定非営利活動法人設立準備作業に入る

令和 7 年 8 月 8 日

特定非営利活動法人 Co-ZAPPA
設立代表者 野阪 愛由

令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人 Co-ZAPPA

1. 基本方針

株式会社 ZAPPA の学童事業を受け継いで学童保育を中心に行う。初年度なので収益化できる事業に乏しく準備の段階にとどまるものも多いと予想しているが、2年目以降の本格的な実施に向け社員一同足場を固めていこうと考えている。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・ 回数	実施場所	受益対象者及 び予定人数	収益見込 (千円)
(1) 子供の遊び 場や学校教育 に捉われない 多様な教育を 提供する学童 保育を中心と する事業	学童保育	月から土	事務所	1,200人	2,760
	子供と親の居場所提供	月10日	事務所	600人	360
	子供食堂へ職員派遣	月2回	姫路市内	24人	240
(2) 保育・教育・ IT・地域保全 活動等の先行 経験を通して 推進する地域 連携事業	高校生探究活動	随時	事務所	市民と学生	0
	多様な課外活動の提供	週1回程度	姫路市内	200人程度	372
	里山竹林保全	月1回	姫路市内	120人程度	12
(3) 地域イベン トでの出店や 竹林の研究活 動等まちづく りや観光に貢 献する事業	地域活性イベント運営 代行	土日、随時	姫路市内	姫路市民不 特定多数	120
	竹林の実用化研究	水曜から月 曜	事務所	姫路市民不 特定多数	2,400
	IT事業・パソコン教室	月2回	事務所	24人	6,000

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 9月

②理事会 年1回 その他不定期で随時開催予定

(2) 事務局体制

事務局長：野阪 愛由、事務局スタッフ：長畑 健二

設立後状況を見てスタッフを入れる予定

令和8年度事業計画書

特定非営利活動法人 Co-ZAPPA

1. 基本方針

設立初年度と比較し、法人の認知も高まり、社員も慣れてきた時期であることから特定非営利活動法人として計画してきた事業の中でどれを優先的に実施していくかを協議したうえでできるだけ速やかに未着手の事業も進めていきたいと考えている。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・ 回数	実施場所	受益対象者及 び予定人数	収益見込 (千円)
(1) 子供の遊び 場や学校教育 に捉われない 多様な教育を 提供する学童 保育を中心と する事業	学童保育	月から土	事務所	2400人	4,800
	子供と親の居場所提供	月10日	事務所	600人	360
	子供食堂へ職員派遣	月2回	姫路市内	24人	240
(2) 保育・教育・ IT・地域保全 活動等の先行 経験を通して 推進する地域 連携事業	高校生探究活動	随時	事務所	市民と学生	0
	多様な課外活動の提供	週1回程度	姫路市内	200人程度	372
	里山竹林保全	月1回	姫路市内	120人程度	12
(3) 地域イベン トでの出店や 竹林の研究活 動等まちづく りや観光に貢 献する事業	地域活性イベント運営 代行	土日、随時	姫路市内	姫路市民不 特定多数	120
	竹林の実用化研究	水曜から月 曜	事務所	姫路市民不 特定多数	2,400
	IT事業・パソコン教室	月2回	事務所	24人	6,000

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 9月

②理事会 年1回 その他不定期で随時開催予定

(2) 事務局体制

事務局長：野阪 愛由、事務局スタッフ：長畑 健二

令和7年度活動予算書

成立の日から令和8年 8月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	598,000		
賛助会員受取会費	46,000		
		644,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0		
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	500,000		
受取民間助成金	2,500,000		
		3,000,000	
4. 事業収益			
(1) 学童保育を中心とする事業	3,360,000		
(2) 地域連携事業	384,000		
(3) まちづくりや観光に貢献する事業	8,520,000		
		12,264,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
		0	
経常収益計			15,908,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
売上原価	1,337,000		
研修研究費	30,000		
消耗品費	60,000		
旅費交通費	360,000		
通信費	80,000		
保険料	122,000		
外注費	5,856,000		
地代家賃	1,200,000		
広告宣伝費	270,000		
その他経費計	9,315,000		
事業費計		9,315,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
役員報酬	2,040,000		
人件費計	2,040,000		
(2) その他経費			
管理諸費	480,000		
印刷費	0		
通信費	40,000		
光熱水費	120,000		
支払手数料	50,000		
会議費	100,000		
租税公課	0		
接待交際費	300,000		
その他経費計	1,090,000		
管理費計		3,130,000	
経常費用計			12,445,000
当期正味財産増減額			3,463,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			3,463,000

令和8年度活動予算書

令和8年9月1日から令和9年8月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	598,000		
賛助会員受取会費	46,000		
		644,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0		
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	500,000		
受取民間助成金	1,000,000		
		1,500,000	
4. 事業収益			
(1) 学童保育を中心とする事業	5,400,000		
(2) 地域連携事業	384,000		
(3) まちづくりや観光に貢献する事業	8,520,000		
		14,304,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
経常収益計			16,448,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
売上原価	1,337,000		
研修研究費	30,000		
消耗品費	60,000		
旅費交通費	360,000		
通信費	80,000		
保険料	122,000		
外注費	5,856,000		
地代家賃	1,200,000		
広告宣伝費	270,000		
その他経費計	9,315,000		
事業費計		9,315,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
役員報酬	2,040,000		
人件費計	2,040,000		
(2) その他経費			
管理諸費	480,000		
印刷費	0		
通信費	40,000		
光熱水費	120,000		
支払手数料	50,000		
会議費	100,000		
租税公課	0		
接待交際費	300,000		
その他経費計	1,090,000		
管理費計		3,130,000	
経常費用計			12,445,000
当期正味財産増減額			4,003,000
前期繰越正味財産額			3,463,000
次期繰越正味財産額			7,466,000